

令和4年度外部人材活用に係る支援業務委託に係る
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和4年2月18日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市が戦略マネージャーを活用するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委 託 名 令和4年度外部人材活用に係る支援業務委託（以下、「本業務」という。）
- (2) 業 務 内 容 別添「仕様書（案）」を参照のこと
- (3) 委 託 期 間 契約日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 概算予算額 総額2,640,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）以内
- (5) 支 払 条 件 完了後払い
- (6) 契 約 保 証 契約保証金（契約金額の10／100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参

加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録のあること。現在、有資格者名簿に登録のない者も企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて別表に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登録されている者と同等であることの認定を受けること。

- (4) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～令和 4 年 3 月 1 0 日（木）午後 5 時 1 5 分まで
仕様書等に関する質問受付	令和 4 年 2 月 2 5 日（金）午後 5 時 1 5 分まで
仕様書等に関する質問回答	令和 4 年 2 月 2 8 日（月）午後 5 時 1 5 分までに掲載
企画提案書の提出	令和 4 年 3 月 1 日（火） ～令和 4 年 3 月 1 0 日（木）午後 5 時 1 5 分必着
ヒアリングの実施	令和 4 年 3 月 1 7 日（木）（予定）
審査結果の通知	令和 4 年 3 月 1 8 日（金）（予定）

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

【ホームページアドレス】

<http://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-13-0-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。ただし、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールで質問票【様式 3】を岡山市政策局政策部政策企画課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けません。なお、提出後は、必ず電話により着信の確認（直通電話：086-803-1043）を行ってください。

【電子メール】 seisakukikaku@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

すべての質問に対し、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ回答を掲載します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

- ・岡山市政策局政策部政策企画課あてに持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便）により提出すること。
- ・封筒に「外部人材活用に係る支援業務委託提案書」と朱書きの上、提出すること。

(2) 提出書類

① 企画競争参加申請書【様式1】 1部

② 企画提案書【様式2】

社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）

社名、代表者印のないもの7部（副本）

※副本には社名や代表者名が分かるような表記はしないこと。

・各ページの下部中央にページ番号を印字すること。

・必要に応じて、別紙の添付等により記載すること。

③ 見積書

社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）

社名、代表者印のないもの7部（副本）

④ 参加資格確認書類 1部

・有料職業紹介事業許可証の写し

・有資格者名簿に登録されている者と同等であると認定を受けるための書類（有資格者名簿に登録のない者のみ）

(3) 注意事項

- ① 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。
- ② 仕様書等への質問に対する回答を確認のうえ、提出すること。
- ③ 提出期限にかかわらず、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- ④ 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書【様式4】を提出すること。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式4】を提出すること。
- ⑤ 取り下げ願い書【様式4】提出後の本企画競争への参加は認めない。

8 企画提案書記載内容

- ① 本業務の実施計画について記載すること。なお、なるべく早期の活用を目指しており、採用決定の時期については明記すること。
- ② 仕様書（案）5（2）採用コンサルティングについて、募集分野における課題解決を図り、成果をだせる人材を得るための、募集条件（業務内容・必要とされる専門知識や経験、職歴等）をどのように決めるか、具体的に記載すること。
※過去に受託した類似業務の実績がある場合は、類似業務の実績（募集分野、募集条

件、応募人数や成果等の実績)を記載しても構わない。

- ③ 仕様書(案)5(3) 求人票の作成及び求人活動支援について、委託者が求める人材に募集してもらえるような工夫について記載すること。また、岡山市の戦略マネージャーとなることが、人材の付加価値となるような取組みについて記載すること。
- ④ 仕様書(案)5(4) 書類審査、面接審査等、人材活用までの支援について、どのような支援が可能か、記載すること。特に市職員と一緒に業務をしていく上で、その人柄が重要であるため、適切な人材を選考するための支援を中心に記載すること。
- ⑤ 仕様書(案)5(5) 活用後の支援について具体的に記載すること。また、支援の結果、戦略マネージャーの業務の遂行状況に改善がみられなかった場合の対処についても記載すること。
- ⑥ 提案者が運営する求職サイトでの副業・兼業を望む登録者数、また、副業・兼業や、外部人材に特化したサイト運営をしている場合は、その登録者数について記載すること。上述の求職サイト等の運営を行っていない場合は、副業・兼業を希望する優秀な人材を選ぶことが出来る仕組みについて、具体的に記載すること。
- ⑦ 事業の実施体制について、本業務従事予定者の経験について記載すること(平成29年度以降において受託した業務で、本業務従事予定者が業務責任者等として従事した類似事例がある場合は、その実績についても記載すること)。

9 特定方法等

(1) 審査体制

外部人材活用に係る支援業務委託企画競争審査委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定します。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ② 委員会の委員長及び委員は、評価基準をもとに100点満点で審査し、その合計点数により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を特定します。

(3) ヒアリングの実施

- ① 発表時間は1事業者につき15分以内とし、詳細な日時、場所については後日お知らせします。
- ② 発表は提出資料のみをもって行うこととし、その後、委員から質問を行います。

(4) 評価基準

- ① 別表1「令和4年度外部人材活用支援業務委託 企画競争 評価基準」のとおり
- ② 提案者ごとの評価得点(各委員の評価点数の平均点(小数点以下2位を切捨))が60点未満の提案については、最適な提案者として特定しない。

(5) 提案者の失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に選定委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ 「(4)評価基準」に定める評価基準の各項目の評価点数の合計に一つでも0点がある場合
- ⑧ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

1 0 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定されただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

1 1 留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めません
- (2) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しません。特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。

- (6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (7) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」、「岡山市契約規則」に定めるところによります。
- (8) 令和4年3月31日までに本市議会で本業務に係る令和4年度予算の議決が得られないとき又は、当該予算の執行の承認が得られないときは、本業務は執行しません。なお、その場合の提案者における損害については、本市は一切負担しません。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市政策局政策部政策企画課（地方創生担当）
（岡山市役所本庁舎5階）
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話：(086)803-1043 FAX：(086)803-1732
電子メール：seisakukikaku@city.okayama.lg.jp